

条 例 制 定 改 廃 調 書  
条例改正に伴う新旧対照表

平成30年

奈良市議会6月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例（市長専決処分）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続（附則第11条の2から第13条まで、第15条、第19条、第29条から第30条まで、第32条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地等及び農地の固定資産税及び都市計画税について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。</li> </ul> <p>2. 地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）の整理（附則第10条の2関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税の特例措置については、従来国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（地域決定型地方税制特例措置。通称「わがまち特例」）が採られている。</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">わがまち特例の適用を受ける固定資産について、地方税法の一部改正により、特例の適用期間が延長されるとともに、課税標準の参酌基準が見直されたことを受け、所要の改正を行う。</p> <p>3. 引用条文の整理その他所要の改正</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	財務部 資産税課

## 奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>6～9 略</p> <p>10 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>9 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>

現行	改正案
<p>(土地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第11条 次条から附則第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合にあつては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第15条の場合にあつては法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p>	<p>(土地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第11条 次条から附則第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合には_____法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第15条の場合には_____法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p>
<p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの</u>に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>	<p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの</u>に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>

現行	改正案
<p>第12条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地</p>

現行	改正案
<p>等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合<u>にあつては</u>、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合<u>には</u> _____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、<u>当該課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>
<p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律<u>(平成27年法律第2号)</u>附則第18条第1項の規定に基づき、<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については</u>、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。 (農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>	<p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律<u>(平成30年法律第3号)</u>附則第22条第1項の規定に基づき、<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については</u>、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。 (農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>
<p>第13条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の</u></p>	<p>第13条 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の</u></p>

現行	改正案
<p>額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第15条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則</p>

現行	改正案
<p>第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p>	<p>第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p>
<p>第19条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第133条第1号及び第136条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>第19条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第133条第1号及び第136条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第133条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第133条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3～5 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税</u>の特例)</p>	<p>3～5 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税</u>の特例)</p>
<p>第29条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該</p>	<p>第29条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該</p>



現行	改正案
<p>年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合に<u>あつては</u>、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には_____、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる</p>

現行	改正案
<p>べき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>べき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。））、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。））、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。））、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。））、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>第29条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。 （農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>第29条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。 （農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>第30条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当</p>	<p>第30条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当</p>

現行	改正案
<p>該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第32条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>第32条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項</p>

現行	改正案
<p>を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項_____から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>	<p>を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、<u>第18項、第20項</u>から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 別表に奈良市いじめ問題再調査委員会を加える。（別表関係）【子ども未来部 子ども政策課】</li> <li>2. 別表に奈良市市民共同発電所事業者選定委員会を加える。（別表関係）【環境部 環境政策課】</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「奈良市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行う機関を設置するため。</li> <li>・ 「奈良市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止のための対策の検討や、学校で発生したいじめの内容を検証し、再発防止検討等を行う機関を設置するため。</li> <li>・ 「奈良市いじめ防止基本方針」に基づき、学校で発生したいじめの重大事態の調査等を行う機関を設置するため。</li> <li>・ 事業の見直しにより、市有施設の屋根貸し太陽光発電事業及び住宅用太陽光発電モデルプラン事業を廃止し、新たに市民共同発電所事業を実施するため。</li> <li>・ 従来、懇話会としていた、奈良市学校結核対策委員会を附属機関として位置付けるため。</li> </ul>		<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 別表中奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会及び奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会を削る。【環境部 環境政策課】</li> <li>4. 別表に奈良市いじめ対策検討委員会及び奈良市いじめ調査委員会を加える。（別表関係）【学校教育部 いじめ防止生徒指導課】</li> <li>5. 別表に奈良市学校結核対策委員会を加える。（別表関係）【学校教育部 保健給食課】</li> </ol>
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課、環境部 環境政策課、学校教育部 いじめ防止生徒指導課、学校教育部 保健給食課

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
	奈良市難病対策地域協議会	略		奈良市難病対策地域協議会	略
	奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者の選定	市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者の選定			
	太陽光発電事業者選定委員会	に関する事務			
	奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会	奈良市住宅用太陽光発電普及啓発事業の検討、審査及び採択に関する事務			
	略	略			
	奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会	略			
			略	略	
			奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会	略	
			奈良市市民共	市民共同発電所事業の事業者の選定に関する	

現行			改正案		
				同発電所事業者選定委員会	事務
				奈良市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議に関する事務
教育委員会	略	略	教育委員会	略	略
	奈良市いじめ防止基本方針策定委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務		奈良市いじめ防止基本方針策定委員会	いじめ防止対策推進法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務
				奈良市いじめ対策検討委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定によるいじめの防止等のための実効的な対策についての調査審議に関する事務
				奈良市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係についての調査審議に関する事務
				奈良市学校結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての調査審議に関する事務
略	略	略	略	略	略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市いじめ防止連絡協議会条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）</li> <li>・いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定最終改定 平成29年3月14日）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	第1条 設置 第2条 所掌事務 第3条 組織 第4条 委員の任期 第5条 会長及び副会長 第6条 会議 第7条 庶務 第8条 その他
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良市いじめ防止基本方針」に基づき、学校と地域の関係機関等とのいじめ問題の対応に係る連携を確保するため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定により、奈良市いじめ防止連絡協議会を設置する。これに関して、組織、運営その他必要な事項を定める。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	学校教育部 いじめ防止生徒指導課



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 手数料の項目及び額について以下のように定める。（別表関係）</p> <p>(1) 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料…1件につき130,000円</p> <p>(2) 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料…1件につき130,000円</p> <p>(3) 汚染土壌処理業相続承認申請手数料…1件につき130,000円</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割並びに汚染土壌処理業の相続の承認に係る審査について手数料を徴収することが必要となったため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	担当課	健康医療部 保健所 保健・環境検査課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
138	汚染土壌処理	略	略	138	汚染土壌処理	略	略
の5	業変更許可申請手数料			の5	業変更許可申請手数料		
				138	汚染土壌処理	土壌汚染対策法第27条の2第1	1件につき
				の6	業譲渡及び譲受承認申請手数料	項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	130,000円
				138	汚染土壌処理	土壌汚染対策法第27条の3第1	1件につき
				の7	業者である法人の合併又は分割承認申請手数料	項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認の申請に対する審査	130,000円
				138	汚染土壌処理	土壌汚染対策法第27条の4第1	1件につき
				の8	業相続承認申請手数料	項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	130,000円
139	引取業登録申請手数料	略	略	139	引取業登録申請手数料	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第3号）</li> <li>・ 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 固定資産税の課税標準の特例（附則第10条の2関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産性向上特別措置法に基づく中小企業の設備投資の促進に向けた固定資産税の特例措置を創設する（特例の割合は零とする）。</li> </ul> </li> <li>2. 個人住民税に係る改正 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者等に対する非課税措置の拡大（第14条関係）</li> <li>(2) 非課税基準の見直し（第14条及び附則第5条関係）</li> <li>(3) 基礎控除額等における所得要件の創設（第21条及び第24条関係）</li> </ol> </li> <li>3. 市たばこ税に係る改正 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 加熱式たばこの区分の創設（第101条及び第103条関係）</li> <li>(2) たばこ税の税率の段階的引上げ（第104条関係）</li> </ol> </li> <li>4. その他所要の文言整理</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日ほか	所管部課	財務部 市民税課

## 奈良市税条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第11条 前条、第36条第2項、<u>第45条第3項</u>、第46条第2項、<u>第47条の3</u> _____、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項、第136条第2項、第154条第4項及び <u>第158条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第11条 前条、第36条第2項、<u>第45条第5項</u>、第46条第2項、<u>第47条の3</u> <u>第1項及び第4項</u>、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項、第136条第2項、第154条第4項<u>並びに</u>第158条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、<u>第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により _____、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により _____、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により _____、第5号の者に対しては法人税割額により _____ 課する。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節 _____ の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p>	<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節 (第45条第10項から第12項までを除く。)</u>の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p>
<p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、<u>第48条の規定によつて</u>課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>	<p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、<u>第48条の規定により</u>課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>

現行	改正案				
<p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5千円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（均等割の税率）</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5千円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（均等割の税率）</p>				
<p>第17条 略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u>右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 782 1019 829"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>第17条 略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の</u>右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1162 782 2036 829"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	略	
略					
略					
<p>3・4 略</p> <p>（所得控除）</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、_____所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（調整控除）</p>	<p>3・4 略</p> <p>（所得控除）</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である</u>所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（調整控除）</p>				
<p>第24条 所得割の納税義務者</p>	<p>第24条 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である</u>所得割の納税義務者につ</p>				

現行	改正案
<p>いては、その者の第22条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(市民税の申告)</p>	<p>いては、その者の第22条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(市民税の申告)</p>
<p>第28条 第13条第1項第1号の者_____は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額_____</p>	<p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により_____給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条</p>

現行	改正案
<p>若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p>	<p>第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p>
2 略	2 略
<p>3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には____、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。</p>	<p>4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には____、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p>
<p>5 第13条第1項第1号の者____は、第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>	<p>5 第13条第1項第1号に掲げる者は、第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には____、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合において、第13条第1項第1号の者 _____ のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には _____、第13条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>
<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合において、第13条第1項第2号の者 _____ に3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には _____、第13条第1項第2号に掲げる者に3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合において、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者 _____ に該当することとなった者に当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（特別徴収義務者）</p>	<p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には _____、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（特別徴収義務者）</p>
<p>第44条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。</p> <p>（年金所得に係る仮特別徴収税額等）</p>	<p>第44条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。</p> <p>（年金所得に係る仮特別徴収税額等）</p>
<p>第44条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の</p>	<p>第44条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の</p>



現行	改正案
<p>支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p>	<p>支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には_____、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には_____、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p>
2 略	2 略
3 第44条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第44条の3中「前条第1項」とあるのは「第44条の5第1項」と_____	3 第44条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第44条の3中「前条第1項」とあるのは「第44条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下
<p>_____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p>	<p>同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p>
第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書_____を、同条第1項、第2項、第	第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第

現行	改正案
<p>4 項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>4 項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>
<p>2 <u>法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>	<p>4 <u>内国法人</u> 又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 <u>法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの</u></p>	<p>5 <u>法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの</u></p>

現行	改正案
<p>期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>4 略</p>	<p>6 略</p>
<p>5 <u>第3項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>7 <u>第5項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>6 略</p>	<p>8 略</p>
<p>7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び<u>第47条の3第2項</u>において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条</p>	<p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び<u>第47条の3第4項</u>において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条</p>

現行	改正案
<p>第3項及び第47条の3第2項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条の3第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条の3第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の3第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>	<p>第3項及び第47条の3第4項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条の3第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条の3第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の3第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p> <p>10 <u>法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p>11 <u>前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p>12 <u>第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>
<p>第47条の3 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて</p>	<p>第47条の3 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により</p>

現行	改正案
<p>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
	<p>2 <u>第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条の3第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p>
	<p>3 <u>第46条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
	<p>5 <u>第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条の3第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p>
	<p>6 <u>第46条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3</u></p>

現行	改正案				
<p>(固定資産税の特例)</p> <p>第80条 略</p> <p>第80条の2 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号)第2条第2項に規定する文化学術研究地区内において文化学術研究施設(同条第4項に規定する文化学術研究施設のうち租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の2第1項に定める要件を満たす研究所用の施設をいう。以下本項及び次項において同じ。)を同法第5条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定による同意を得た同条第1項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画(以下本項において「同意計画」という。)に従つて新設し、又は増設した者については、当該文化学術研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋で租税特別措置法第43条の2第1項又は第68条の17第1項の規定の適用を受けるもの又はその敷地である土地(同意計画の同意の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、第68条の規定にかかわらず、当該償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める税率とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1248 1021 1295"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p>	略		<p>第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(固定資産税の特例)</p> <p>第80条 略</p> <p>第80条の2 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号)第2条第2項に規定する文化学術研究地区内において文化学術研究施設(同条第4項に規定する文化学術研究施設のうち租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の4第1項に定める要件を満たす研究所用の施設をいう。以下本項及び次項において同じ。)を同法第5条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定による同意を得た同条第1項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画(以下本項において「同意計画」という。)に従つて新設し、又は増設した者については、当該文化学術研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋で租税特別措置法第44条第1項又は第68条の19第1項の規定の適用を受けるもの又はその敷地である土地(同意計画の同意の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、第68条の規定にかかわらず、当該償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める税率とする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 1248 2031 1295"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p> <p>(製造たばこの区分)</p>	略	
略					
略					

現行	改正案
<p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第101条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第102条 略</p>	<p><u>第101条</u> 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</p> <p>(1) <u>喫煙用の製造たばこ</u></p> <p>ア <u>紙巻たばこ</u></p> <p>イ <u>葉巻たばこ</u></p> <p>ウ <u>パイプたばこ</u></p> <p>エ <u>刻みたばこ</u></p> <p>オ <u>加熱式たばこ</u></p> <p>(2) <u>かみ用の製造たばこ</u></p> <p>(3) <u>かぎ用の製造たばこ</u></p> <p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第101条の2</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p><u>第102条</u> 略</p> <p>(<u>製造たばこ</u>とみなす場合)</p> <p><u>第102条の2</u> <u>加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの</u> (たばこ事業法第3条第1項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。))、<u>加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡し</u>がされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫</p>



現行	改正案																								
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 たばこ税の課税標準は、第101条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等_____に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ_____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア パイプたばこ</td> <td style="text-align: center;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ 葉巻たばこ</td> <td style="text-align: center;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: center;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア パイプたばこ	1グラム	イ 葉巻たばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	略	略	<p>煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 たばこ税の課税標準は、第101条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第107条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ_____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこ_____の1本に換算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td style="text-align: center;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td style="text-align: center;">1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: center;">2グラム</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	略	略
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア パイプたばこ	1グラム																								
イ 葉巻たばこ	1グラム																								
ウ 刻みたばこ	2グラム																								
略	略																								
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア 葉巻たばこ	1グラム																								
イ パイプたばこ	1グラム																								
ウ 刻みたばこ	2グラム																								
略	略																								

現行	改正案
<p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を_____本数に換算する場合の</p>	<p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等</p>
<p>計算は、第101条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる 製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>_____に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第101条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ_____の本数に換算する方法により行うものとする。</p>

現行	改正案
<p>4 前項の計算に関し、<u>          </u>製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量<u>          </u>に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>5 <u>第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>6 前2項の計算に関し、<u>第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u>に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 <u>第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>8 前項の計算に関し、<u>加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>9 <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 <u>前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p>
<p>(たばこ税の税率) 第104条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。 (たばこ税の課税免除) 第105条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条</p>	<p>(たばこ税の税率) 第104条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。 (たばこ税の課税免除) 第105条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条</p>

現行	改正案
<p>第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第101条</u>の規定を適用する。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p>	<p>第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第101条の2</u>の規定を適用する。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p>
<p>第107条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第101条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第105条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第105条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>第107条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第105条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第105条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～5 略</p> <p>(事業所税の課税標準の特例)</p>	<p>2～5 略</p> <p>(事業所税の課税標準の特例)</p>
<p>第150条 事業所税の課税標準の特例については、法第701条の41又は法附則<u>第32条の7、第32条の8若しくは第39条第7項</u>に定めるところによる。</p> <p>(事業所税に係る不足税額等の納付手続)</p>	<p>第150条 事業所税の課税標準の特例については、法第701条の41又は法附則<u>第33条</u>に定めるところによる。</p> <p>(事業所税に係る不足税額等の納付手続)</p>
<p>第158条 事業所税の納税義務者は、法第701条の58第4項、<u>第701条の61第5項又は第701条の62第4項</u>の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納付書によつて納付しなければなら</p>	<p>第158条 事業所税の納税義務者は、法第701条の58第4項、<u>第701条の61第6項又は第701条の62第5項</u>の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納付書によつて納付しなければなら</p>

現行	改正案
<p>ない。</p> <p>2 略 (都市計画税の賦課徴収等)</p> <p>第163条 略</p> <p>2 前項の規定によつて都市計画税と固定資産税をあわせて賦課徴収する場合において、第79条、第80条及び法附則第15条の6から第15条の9までの規定の適用について固定資産税を減免したときは、都市計画税についても固定資産税と同じ割合によつて減免するものとする。</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第10条、第36条第2項、<u>第45条第3項</u>、第46条第2項、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項(第136条の7において準用する場合を含む。)、第136条第2項(第136条の7において準用する場合を含む。)、第154条第4項及び第158条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第47条の3</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p>	<p>ない。</p> <p>2 略 (都市計画税の賦課徴収等)</p> <p>第163条 略</p> <p>2 前項の規定によつて都市計画税と固定資産税をあわせて賦課徴収する場合において、第79条、第80条及び法附則第15条の6から<u>第15条の10</u>までの規定の適用について固定資産税を減免したときは、都市計画税についても固定資産税と同じ割合によつて減免するものとする。</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第10条、第36条第2項、<u>第45条第5項</u>、第46条第2項、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項(第136条の7において準用する場合を含む。)、第136条第2項(第136条の7において準用する場合を含む。)、第154条第4項及び第158条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第47条の3第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの</u>規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p>

現行	改正案
<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3に _____ 規定する延滞金の割合を同項 _____ に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の3の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の3に _____ 規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条 _____ 及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山</p>	<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の3の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山</p>

現行	改正案
<p>林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の                      数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が控                      除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算し                      た金額）以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所                      得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の                      数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が控                      除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算し                      た金額）以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所                      得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>
<p>2・3 略                      （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>2・3 略                      （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2～8 略</p>	<p>2～8 略</p>
<p>9 略</p>	<p>9 <u>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</u></p>
<p>9 略                      （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者                      がすべき申告）</p>	<p>10 略                      （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者                      がすべき申告）</p>
<p>第10条の3 略</p>	<p>第10条の3 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地                      について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該                      年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、                      施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提                      出しなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号</u></p>	
<p><u>又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p>	
<p><u>(2) 土地の所在、地目及び地積</u></p>	
<p><u>(3) 令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分</u></p>	
<p>4 <u>法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けよう                      とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項                      を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>3 <u>法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けよう                      とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項                      を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>

現行	改正案
<p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p>
<p>5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p>	<p>5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p>
<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>



現行	改正案
<p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>	<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第21項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第22項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>
<p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
<p>10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

現行	改正案
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>	<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>
第26条 略	第26条 略
2 略	2 略
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割	3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割

現行	改正案
<p>の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>	<p>の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9__の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>

## 奈良市税条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附 則</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>10 略</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の9 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45</u></p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附 則</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条第43項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>10 略</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の9 法附則第15条第43項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44</u></p>

現行	改正案
項若しくは第48項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。	項若しくは第47項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。

## 奈良市税条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ 略</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第104条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ 略</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第104条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>

## 奈良市税条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正案
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p>
<p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p>	<p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p>

現行	改正案
第104条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。	第104条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,552円</u> とする。



## 奈良市税条例 新旧対照表 (第5条による改正)

現行	改正案
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第102条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行されたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、<u>第2号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び<u>第3号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)</u>の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第102条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行されたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>_____に掲げる方法により換算した_____紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(2)・(3) 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第101条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合 _____ における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第101条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 略</p>

## 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号） 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
<p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第104条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第101条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これ</p>	<p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>奈良市税条例</u>第104条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>奈良市税条例第101条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これ</p>

現行			改正案		
<p>らの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>			<p>らの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>		
5～12 略			5～12 略		
<p>13 <u>平成31年4月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,262円</u>とする。</p>			<p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,692円</u>とする。</p>		
<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条

現行			改正案		
		第4項			第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日		平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日	第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
略			略		

## 奈良市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第7条による改正）

現行	改正案
<p>(奈良市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>附則第21条の次に次の4条を加える。</u></p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p><u>第21条の2</u> 略</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第21条の3 略</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第21条の4 略</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の5 略</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p>(奈良市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>附則第21条の次に次の5条を加える。</u></p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)</p> <p><u>第21条の2</u> 市長は、当分の間、第88条の3の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p><u>第21条の2の2</u> 略</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第21条の3 略</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第21条の4 略</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の5 略</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）第1条による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正 等</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 以下の条例における引用条文の整理を行う。</p> <p>奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第37号）</p> <p>災害派遣手当等の支給に関する条例（平成8年奈良市条例第31号）</p> <p>奈良市退職年金等ニ関スル条例（昭和6年奈良市条例第3号）</p> <p>奈良市教育職員の退職年金等に関する条例（昭和35年奈良市条例第1号）</p> <p>奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）</p> <p>奈良市子ども発達センター条例（平成23年奈良市条例第23号）</p> <p>奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号）</p> <p>奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）</p> <p>奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）</p> <p>奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和48年奈良市条例第13号）</p> <p>奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）</p> <p>奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）</p> <p>奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）</p> <p>奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）</p> <p>奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>「条項ずれ」等による所要の改正を行う。</li> </ul>	所管部課	<p>子ども未来部 保育所・幼稚園課、総務部 人事課、市民生活部 住宅課、福祉部 介護福祉課、子ども未来部 こども園推進課、子ども未来部 子育て相談課、観光経済部 農政課、都市整備部 開発指導課、都市整備部 建築指導課、建設部 土木管理課、消防局 予防課、企業局 企業総務課</p>
5 施行期日	公布の日		

## 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>



## 災害派遣手当等の支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(災害派遣手当等の額)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいう。</p>	<p>(災害派遣手当等の額)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。</p>

## 奈良市退職年金等ニ関スル条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>第31条 禁錮以上ノ刑ニ処セラレ第7条又ハ第11条ノ規定ニヨリ給付ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失ヒシ吏員ニシテ次ノ各号ノ一ニ該当スルモノ (ソノ処セラレシ刑3年 (昭和22年5月2日以前ニアリテハ2年) 以下ノ懲役又ハ禁錮タリシ者ニ限ル) ノウチソノ刑ニ処セラレシコトナカリシモノトセバ年金デアル給付ヲ受クル権利ヲ有セシ者又ハソノ遺族ハ昭和37年10月1日 (同日以後次ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リシ者ニツキテハソノ該当スルニ至リシ日ノ属スル月ノ翌月ノ初日) カラ該当年金タル給付ヲ受クル権利又ハコレニ基ク遺族年金ヲ受クル権利若シクハ資格ヲ取得スルモノトス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 刑法 (明治40年法律第40号) 第27条ノ規定ニヨリ刑ノ言渡シノ効力ガ失ハレタルモノトサルル者</p> <p>2 略</p>	<p>第31条 禁錮以上ノ刑ニ処セラレ第7条又ハ第11条ノ規定ニヨリ給付ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失ヒシ吏員ニシテ次ノ各号ノ一ニ該当スルモノ (ソノ処セラレシ刑3年 (昭和22年5月2日以前ニアリテハ2年) 以下ノ懲役又ハ禁錮タリシ者ニ限ル) ノウチソノ刑ニ処セラレシコトナカリシモノトセバ年金デアル給付ヲ受クル権利ヲ有セシ者又ハソノ遺族ハ昭和37年10月1日 (同日以後次ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リシ者ニツキテハソノ該当スルニ至リシ日ノ属スル月ノ翌月ノ初日) カラ該当年金タル給付ヲ受クル権利又ハコレニ基ク遺族年金ヲ受クル権利若シクハ資格ヲ取得スルモノトス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 刑法 (明治40年法律第45号) 第27条ノ規定ニヨリ刑ノ言渡シノ効力ガ失ハレタルモノトサルル者</p> <p>2 略</p>

## 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第200条第1項に規定する監査委員の事務を補助する書記</p> <p>(5)～(20) 略</p> <p>5・6 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第200条第3項に規定する監査委員の事務を補助する書記</p> <p>(5)～(20) 略</p> <p>5・6 略</p>

奈良市手数料条例 新旧対照表 (第5条による改正)

現行				改正案			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
24	優良宅地造成 認定申請手数料	租税特別措置法 (昭和32年法律第 26号) 第28条の4 第3項第5号イ若 しくは第63条第3 項第5号イ又は第 31条の2第2項第 15号ハ若しくは第 62条の3第4項第 15号ハに規定する 宅地の造成が優良 な宅地の供給に寄 与するものである ことについての認 定の申請に対する 審査	略	24	優良宅地造成 認定申請手数料	租税特別措置法 (昭和32年法律第 26号) 第28条の4 第3項第5号イ若 しくは第63条第3 項第5号イ又は第 31条の2第2項第 14号ハ若しくは第 62条の3第4項第 14号ハに規定する 宅地の造成が優良 な宅地の供給に寄 与するものである ことについての認 定の申請に対する 審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
34	優良住宅新築 認定申請手数料	租税特別措置法第 28条の4第3項第 6号若しくは第63 条第3項第6号又	略	34	優良住宅新築 認定申請手数料	租税特別措置法第 28条の4第3項第 6号若しくは第63 条第3項第6号又	略

現行					改正案				
		は第31条の2第2 項第16号ニ若しく は第62条の3第4 項第16号ニに規定 する住宅の新築が 優良な住宅の供給 に寄与するもので あることについて の認定の申請に対 する審査					は第31条の2第2 項第15号ニ若しく は第62条の3第4 項第15号ニに規定 する住宅の新築が 優良な住宅の供給 に寄与するもので あることについて の認定の申請に対 する審査		
		略	略	略			略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

## 奈良市子ども発達センター条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第1項</u>に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援を除く。以下「発達支援サービス」という。）に関する事業</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 発達支援サービスの利用料金は、法第21条の5の3第2項第2号に定める額又は法第21条の5の4第2項に規定する政令で定める額（当該政令で定める額が同項第1号に定める額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第1項</u>に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援を除く。以下「発達支援サービス」という。）に関する事業</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 発達支援サービスの利用料金は、法第21条の5の3第2項第2号に定める額又は法第21条の5の4第3項に規定する政令で定める額（当該政令で定める額が同項第1号に定める額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>2 略</p>

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (第7条による改正)

現行			改正案		
(児童福祉施設条例の準用)			(児童福祉施設条例の準用)		
第15条 略			第15条 略		
読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略	略	略	略
第12条の2	略	略	第12条の2	略	略
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	略		入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	略
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略
2 略			2 略		

## 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第8条による改正）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第19条）</p> <p>第2章 助産施設（第20条—第23条）</p> <p>第3章 母子生活支援施設（第24条—第32条）</p> <p>第4章 保育所（第33条—<u>第39条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第40条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第12条の2 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（<u>法第33条の7</u> に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>（利用料）</p> <p><u>第39条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>（委任）</p> <p><u>第40条 略</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第19条）</p> <p>第2章 助産施設（第20条—第23条）</p> <p>第3章 母子生活支援施設（第24条—第32条）</p> <p>第4章 保育所（第33条—<u>第38条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第39条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第12条の2 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（<u>法第6条の2第1項</u>に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>（委任）</p> <p><u>第39条 略</u></p>



## 奈良市介護保険条例 新旧対照表 (第9条による改正)

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>2 略</p>

## 奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例 新旧対照表（第10条による改正）

現行	改正案
<p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 市は、法第91条第2項の規定により県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で、当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下「省令」という。）<u>第76条の19</u>に定める者から分担金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により徴収する各年度の分担金の額は、前項の分担金の総額を当該県営土地改良事業の施行に係る土地であつて法第3条に規定する資格を有している者のその土地の面積及び省令<u>第76条の19</u>に定める者に係る土地であつて当該県営土地改良事業によつて著しく利益を受ける者のその土地の面積に応じて割りふつて得られる額を基準として、市長がこれらの土地の受益の程度を考慮して定める額とする。</p>	<p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 市は、法第91条第2項の規定により県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で、当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下「省令」という。）<u>第76条の16</u>に定める者から分担金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により徴収する各年度の分担金の額は、前項の分担金の総額を当該県営土地改良事業の施行に係る土地であつて法第3条に規定する資格を有している者のその土地の面積及び省令<u>第76条の16</u>に定める者に係る土地であつて当該県営土地改良事業によつて著しく利益を受ける者のその土地の面積に応じて割りふつて得られる額を基準として、市長がこれらの土地の受益の程度を考慮して定める額とする。</p>

## 奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表 (第11条による改正)

現行	改正案
<p>(占用料の免除)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者(市長が認める者に限る。)が設ける架空の横断電線又は横断電話線及び各戸引込線</p> <p>2 略</p>	<p>(占用料の免除)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者(市長が認める者に限る。)が設ける架空の横断電線又は横断電話線及び各戸引込線</p> <p>2 略</p>

## 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 新旧対照表（第12条による改正）

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、<u>第3項及び第4項</u>に規定する営業をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ぱちんこ屋等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第7号</u>に規定する営業（まあじやん屋を除く。）を目的とする建築物をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項<u>及び第3項</u>に規定する営業をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ぱちんこ屋等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第4号</u>に規定する営業（まあじやん屋を除く。）を目的とする建築物をいう。</p> <p>(4) 略</p>

## 奈良市営住宅条例 新旧対照表 (第13条による改正)

現行	改正案
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第15条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる条件を具備する者を同項各号(第5号を除く。)及び同条第8項に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる条件を具備する者を同項各号(第5号を除く。)及び同条第8項に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>

## 奈良市火災予防条例 新旧対照表 (第14条による改正)

現行	改正案
<p>(スプリンクラー設備に関する基準)</p> <p>第39条 次に掲げる防火対象物の部分にはスプリンクラー設備を設けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、前項に規定するもののほか、令第12条第2項(同項第2号を除く。)及び第3項並びに規則第13条、第14条(同条第1項第1号及び第1号の2イを除く。)</p>	<p>(スプリンクラー設備に関する基準)</p> <p>第39条 次に掲げる防火対象物の部分にはスプリンクラー設備を設けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、前項に規定するもののほか、令第12条第2項(同項第2号を除く。)及び第3項並びに規則第13条の2第4項、第14条</p>
<p>及び第15条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(誘導灯に関する基準)</p> <p>第44条 令別表第1(2)項イに掲げる防火対象物には、客席誘導灯を設けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設ける客席誘導灯は、令第26条第2項第3号及び第4号並びに規則第28条及び第28条の3第1項第5号から第8号までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p>	<p>及び第15条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(誘導灯に関する基準)</p> <p>第44条 令別表第1(2)項イに掲げる防火対象物には、客席誘導灯を設けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設ける客席誘導灯は、令第26条第2項第3号及び第4号並びに規則第28条及び第28条の3第4項第7号から第11号までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p>

## 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表 (第15条による改正)

現行	改正案
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項、第3項及び法附則第8条の規定の趣旨に従って定めるものとする。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項 _____ の規定の趣旨に従って定めるものとする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市旅館業法施行条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）</li> <li>・ 旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）</li> <li>・ 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 30 年政令第 21 号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条例名を「奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例」に改める。（題名関係）</li> <li>2. ホテル営業の施設の構造基準及び旅館営業の施設の構造基準を統一する。（第 2 条関係）</li> <li>3. 簡易宿所営業の構造基準について、善良の風俗の保持を図る措置を講じ、緊急時における迅速な対応の体制を整備する要件を満たすときは玄関帳場等の設置を省略することができることとする等所要の改正を行う。（第 3 条関係）</li> <li>4. 下宿営業構造基準について、1 客室あたりの床面積、客室出入口の施錠設備、寝具類の保管場所、洗濯設備の規定を削除する他所要の改正を行う。（第 5 条関係）</li> <li>5. 衛生措置の基準について、客室における床面積、清掃、寝具の管理に係る規定を改める。（第 8 条関係）</li> <li>6. 旅館業の適正な運営の確保に係る規定等を新たに設置する。（第 10 条～第 16 条関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館業法等関係法令の改正により、旅館業における最低客室数基準が撤廃されるなど規制緩和が図られた。これに伴い、条例の規定について見直しを図り、必要な整備を行う。</li> <li>・ 旅館業の適正な運営の確保に係る規定等を新たに設置する。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、平成 30 年 10 月 1 日	所管部課	健康医療部 保健所 生活衛生課



## 奈良市旅館業法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="197 272 521 304"><u>奈良市旅館業法施行条例</u></p> <p data-bbox="159 320 259 352"><u>(趣旨)</u></p> <p data-bbox="118 368 1128 491">第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="159 600 703 632"><u>(ホテル営業の施設の構造設備基準)</u></p> <p data-bbox="118 647 533 679">第2条 令第1条第1項第11号</p> <p data-bbox="143 695 1128 770">の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="143 786 1128 861">(1) 次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備が設けられていること。</p> <p data-bbox="170 877 819 909">ア 床面積は、3.3平方メートル以上であること。</p> <p data-bbox="170 925 1128 1000">イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）のすべてが必ず通過する場所に設けられていること。</p> <p data-bbox="170 1016 264 1048">ウ 略</p> <p data-bbox="170 1064 633 1096">エ 受付台が設けられていること。</p> <p data-bbox="170 1112 1128 1187">オ 客室のかぎを保管する設備（宿泊者等が客室のかぎを自動的に受け取れる構造でないものに限る。）が設けられていること。</p> <p data-bbox="143 1203 1128 1278">(2) 施設の規模に応じた適当な広さのロビー並びにイス、テーブル式の食堂及び調理室を有すること。</p> <p data-bbox="143 1294 1128 1369">(3) 洋式の構造設備による客室の数は、総客室数の2分の1以上であること。</p> <p data-bbox="143 1385 920 1417">(4) 次に掲げる要件を備えた客室が設けられていること。</p>	<p data-bbox="1211 272 2074 304"><u>奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例</u></p> <p data-bbox="1173 320 1274 352"><u>(目的)</u></p> <p data-bbox="1128 368 2145 587">第1条 この条例は、本市における観光旅客の宿泊を巡る状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となっていることを踏まえつつ、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行及び旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1173 600 1718 632"><u>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準)</u></p> <p data-bbox="1128 647 2145 770">第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1155 786 2145 861">(1) 次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備（次項第1号において「玄関帳場等」という。）が設けられていること。</p> <p data-bbox="1182 877 1787 909">ア 事務を行うのに適した広さを有すること。</p> <p data-bbox="1182 925 2145 1000">イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）の全てが必ず通過する場所に設けられていること。</p> <p data-bbox="1182 1016 1276 1048">ウ 略</p>

現行	改正案
<p><u>ア 宿泊者等の衣類その他携帯品を安全に保管することができる設備を有すること。</u></p> <p><u>イ 浴室又はシャワー室、便所及び洗面設備を有すること。ただし、共用のものが、浴室又はシャワー室にあつては施設の適当な場所に、便所又は洗面設備にあつてはそれらを有しない客室が属する階ごとに設けられているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 和式の構造設備によるときは、次条第1号に該当するものであること。</u></p> <p><u>(5) 施設の規模に応じた冷房の設備を有すること。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 共用の便所が設けられているときは、当該設置箇所ごとに適当な数の大便器及び小便器を有すること。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 施設の適当な場所に寝具類の保管設備を有すること。</u></p> <p><u>(10) 寝具類は、定員数以上_____保有していること。</u></p> <p><u>(旅館営業の施設の構造設備基準)</u></p>	<p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 寝具類は、宿泊者の定員に応じて十分な数を保有していること。</u></p> <p><u>2 次に掲げる要件を備えた令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものが設けられている場合は、前項第1号に掲げる基準によらないことができる。</u></p> <p><u>(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</u></p>
<p><u>第3条 令第1条第2項第10号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等とは、壁又は板その他</u></p>	

現行	改正案
<p><u>これらに類するもので区画されていること。</u></p> <p>(2) <u>宿泊者等が玄関において靴等を脱がずに客室を利用できる施設にあっては前条第2号に掲げる基準に適合するロビー、その他の施設にあっては次に掲げる要件を備えた玄関広間が設けられていること。</u></p> <p>ア <u>床面積は、5平方メートル以上であること。</u></p> <p>イ <u>宿泊者等の定員に応じた靴等の保管設備が設けられていること。</u></p> <p>(3) <u>施設の規模に応じた暖房の設備を有すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、前条第1号（客室の出入口にかぎのついていない施設にあっては、オを除く。）</u>、第4号ア、第6号及び第8号から第10号までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備基準)</p>	<p>(簡易宿所営業の施設の構造設備基準)</p>
<p>第4条 令第1条第3項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>階層式寝台が設けられているときは、1寝台の大きさは、幅0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上であり、2段までであること。</u></p> <p>(3) <u>施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する施設が設けられていること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、第2条第6号（ア及びエを除く。）及び第8号から第10号まで並びに前条第1号に掲げる基準に適合するものであること。</u></p>	<p>第3条 令第1条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する設備（アにおいて「玄関帳場等」という。）が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</u></p> <p>イ <u>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) <u>前号</u> に掲げるもののほか、<u>前条第1項第2号（ア及びエを除く。）から第4号まで</u> に掲げる基準に適合するものであること。</p>

現行	改正案
<p>(付加基準)</p> <p>第5条 別表に掲げる地域内においては、<u>令第1条第1項第11号の条例</u>で定める<u>ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準、<u>同条第2項第10号の条例</u>で定める<u>旅館営業の施設の構造設備の基準</u>又は<u>同条第3項第7号の条例</u>で定める<u>簡易宿所営業の施設の構造設備の基準</u>は、<u>第2条各号、第3条各号</u>又は前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) ロビー又は<u>玄関広場</u>が設けられている場合は、<u>玄関帳場</u>に接続していること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備基準)</p>	<p>(付加基準)</p> <p>第4条 別表に掲げる地域内においては、<u>令第1条第1項第8号の条例</u>で定める<u>旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>又は<u>同条第2項第7号</u>の<u>条例</u>で定める<u>簡易宿所営業の施設の構造設備の基準</u>は、<u>第2条第1項各号</u>又は前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) ロビー又は<u>玄関広間</u>が設けられている場合は、<u>玄関帳場</u>に接続していること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備基準)</p>
<p>第6条 <u>令第1条第4項第5号の条例</u>で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>1客室の床面積は、5平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>第3条第1号に掲げる基準に適合し、かつ、客室の出入口には、施錠設備を有すること。</u></p> <p>(3) <u>客室には、寝具類の保管場所が設けられていること。</u></p> <p>(4) <u>施設の規模に応じた適当な広さの洗濯場及び物干場を有すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、第2条第6号(ア及びエを除く。)、第8号及び第10号</u>に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(構造設備基準の特例)</p>	<p>第5条 <u>令第1条第3項第5号の条例</u>で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>寝具類は、適当な数を有すること。</u></p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、<u>第2条第1項第2号(ア及びエを除く。)</u>及び<u>第3号</u>に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(構造設備基準の特例)</p>
<p>第7条 略</p> <p>(清純な施設環境を保持すべき施設等)</p>	<p>第6条 略</p> <p>(清純な施設環境を保持すべき施設等)</p>
<p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(衛生措置の基準)</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(衛生措置の基準)</p>
<p>第9条 法第4条第2項の規定による<u>旅館業を営む者</u>が講じなければならない</p>	<p>第8条 法第4条第2項の規定による<u>営業者</u>が講じなければならない</p>

現行	改正案
<p>宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>営業</u>の施設及びその周囲は、<u>毎日</u>清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。</p> <p>(2) <u>営業</u>の施設におけるねずみ、昆虫等の防除は、6月以内ごとに1回、定期的に行い、その実施記録を2年以上保存すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 客室には、次に掲げる客室の区分に応じ、それぞれに定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</p> <p>ア <u>ホテル営業及び旅館営業の客室</u></p> <p>(ア) <u>洋式の構造設備による客室</u>にあつては、<u>床面積4.5平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積3平方メートルにつき1人とする</u>ことができる。</p> <p>(イ) <u>和式の構造設備による客室</u>にあつては、<u>床面積3.2平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積2.4平方メートルにつき1人とする</u>ことができる。</p> <p>イ <u>簡易宿所営業の客室</u>にあつては、<u>床面積2.4平方メートルにつき1人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、床面積3.2平方メートルにつき2人とする</u>。</p> <p>ウ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>旅館業</u>の施設及びその周囲は、<u>定期的に</u>清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。</p> <p>(2) <u>旅館業</u>の施設におけるねずみ、昆虫等の防除は、6月以内ごとに1回、定期的に行い、その実施記録を2年以上保存すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 客室には、次に掲げる客室の区分に応じ、それぞれに定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</p> <p>ア <u>旅館・ホテル営業の客室</u></p> <p>(ア) <u>(イ)以外の客室</u>にあつては、<u>床面積3.2平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積2.4平方メートルにつき1人とする</u>ことができる。</p> <p>(イ) <u>寝台を置く客室</u>にあつては、<u>床面積4.5平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積3平方メートルにつき1人とする</u>ことができる。</p> <p>イ <u>簡易宿所営業の客室</u></p> <p>(ア) <u>宿泊者の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設</u>にあつては、<u>床面積3.3平方メートルにつき1人</u></p> <p>(イ) <u>宿泊者の数を10人以上として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設</u>にあつては、<u>床面積(階層式寝台を置く場所の床面積を除く。)2.4平方メートルにつき1人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、当該寝台の階層ごとに床板の面積1.6平方メートルにつき1人とする</u>。</p> <p>ウ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p>

現行	改正案
<p>(10) 寝具等については、次のとおり措置すること。  ア・イ 略  ウ <u>布団、毛布、枕等は、十分な日光消毒、加熱乾燥等を1月以内ごとに1回行うこと。</u></p> <p>(11)・(12) 略  (宿泊の拒否の事由)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p>(10) 寝具等については、次のとおり措置すること。  ア・イ 略  ウ <u>その他適切に洗濯、管理等を行うこと。</u></p> <p>(11)・(12) 略  (宿泊の拒否の事由)</p> <p><u>第9条</u> 略  <u>(営業者の努力義務)</u></p> <p><u>第10条</u> 営業者は、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に関し、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(1) <u>高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するために必要な措置</u></p> <p>(2) <u>外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の施設及びサービスの利用に係る利便を増進するために必要な措置</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置</u>  <u>(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保)</u></p> <p><u>第11条</u> 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、旅館業の施設の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であって規則で定めるものを講じなければならない。  <u>(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)</u></p> <p><u>第12条</u> 営業者は、規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止の</p>

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (既存の構造設備等に関する特例)</p> <p>2 略</p>	<p><u>ために配慮すべき事項その他の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって規則で定めるものについて説明しなければならない。</u></p> <p>2 <u>営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。</u> <u>(苦情等への対応)</u></p> <p>第13条 <u>営業者は、旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。</u> <u>(旅館業の業務を適切に実施するための体制整備)</u></p> <p>第14条 <u>営業者は、法第6条第1項及び前2条に規定する義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基準に従って、旅館業の業務を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならない。</u> <u>(1) 法第6条第1項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び第12条第1項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。</u> <u>(2) 前条の苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。</u> <u>(市長への定期報告)</u></p> <p>第15条 <u>営業者は、宿泊者数その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に市長に報告しなければならない。</u> <u>(営業者の公表)</u></p> <p>第16条 <u>市長は、営業者に関し、必要と認める事項を旅館業の施設ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (既存の構造設備等に関する特例)</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
<p>3 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（昭和61年6月奈良県規則第7号。以下「昭和61年改正規則」という。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、<u>第3条第1号（第4条第4号において準用する場合を含む。第5項において同じ。）</u>の規定にかかわらず、昭和61年改正規則による改正前の旅館業法施行細則（昭和58年10月奈良県規則第20号）第6条第1項第1号（同条第2項第3号において準用する場合を含む。）の規定の例による。</p>	<p>3 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（昭和61年6月奈良県規則第7号。以下「昭和61年改正規則」という。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、<u>第2条第1項第1号及び第3条第1号</u>の規定にかかわらず、昭和61年改正規則による改正前の旅館業法施行細則（昭和58年10月奈良県規則第20号）第6条第1項第1号（同条第2項第3号において準用する場合を含む。）の規定の例による。</p>
<p>4 昭和61年改正規則附則第4項に規定する構造設備については、<u>第2条第2号及び第5条</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>4 昭和61年改正規則附則第4項に規定する構造設備については、<u>第4条</u>の規定は、適用しない。</p>
<p>5 昭和61年改正規則附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、<u>第3条第1号</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>5 昭和61年改正規則附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、<u>第2条第1項第1号及び第3条第1号</u>の規定は、適用しない。</p>
<p>6 昭和61年改正規則附則第6項に規定する構造設備については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、<u>第2条第2号及び第5条</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>6 昭和61年改正規則附則第6項に規定する構造設備については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、<u>第4条</u>の規定は、適用しない。</p>
<p>7 略 （既存の入浴設備に関する特例）</p>	<p>7 略 （既存の入浴設備に関する特例）</p>
<p>8 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年3月奈良県条例第35号）附則第3項に規定する入浴設備については、当該入浴設備の増築又は改築が行われるときを除き、<u>第9条第7号ア(ウ)、(ケ)及び(セ)から(チ)まで並びに同号イ(エ)</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>8 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年3月奈良県条例第35号）附則第3項に規定する入浴設備については、当該入浴設備の増築又は改築が行われるときを除き、<u>第8条第7号ア(ウ)、(ケ)及び(セ)から(チ)まで並びに同号イ(エ)</u>の規定は、適用しない。</p>
<p>別表（第5条関係） 略</p>	<p>別表（第4条関係） 略</p>



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）</li> <li>・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）</li> <li>・消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 扶養親族がある場合の非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定（第5条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">基準政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における損害補償の補償基礎額の加算額を改定する。</p> <p style="padding-left: 20px;">①配偶者 217円</p> <p style="padding-left: 20px;">②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 333円</p> <p style="padding-left: 20px;">③父母等 217円</p>
3 制定改廃の理由	<p>・消防団員等公務災害補償制度において、損害補償の補償基礎額の加算額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する扶養手当の支給対象及び支給額を基に定められている。</p> <p style="padding-left: 20px;">給与法の改正により、扶養手当支給額が平成29年度以降段階的に改定されることを受けて非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）が改正されたことに伴い、本市の非常勤消防団員等の損害補償の補償基礎額の加算額を改定しようとするもの。</p> <p>2. その他引用条文の整理（第2条関係）</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課

## 奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第7項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p>

現行	改正案
<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については333円を_____、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき_____333円_____を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法施行令（昭和23年政令第326号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 診療科目に「歯科」を加える。（第4条第2項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立奈良病院の診療科目を追加するため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	健康医療部 医療事業課

## 奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p><u>(29) 歯科</u></p> <p>3 略</p>